木津川水門を航行する皆さまにお知らせ

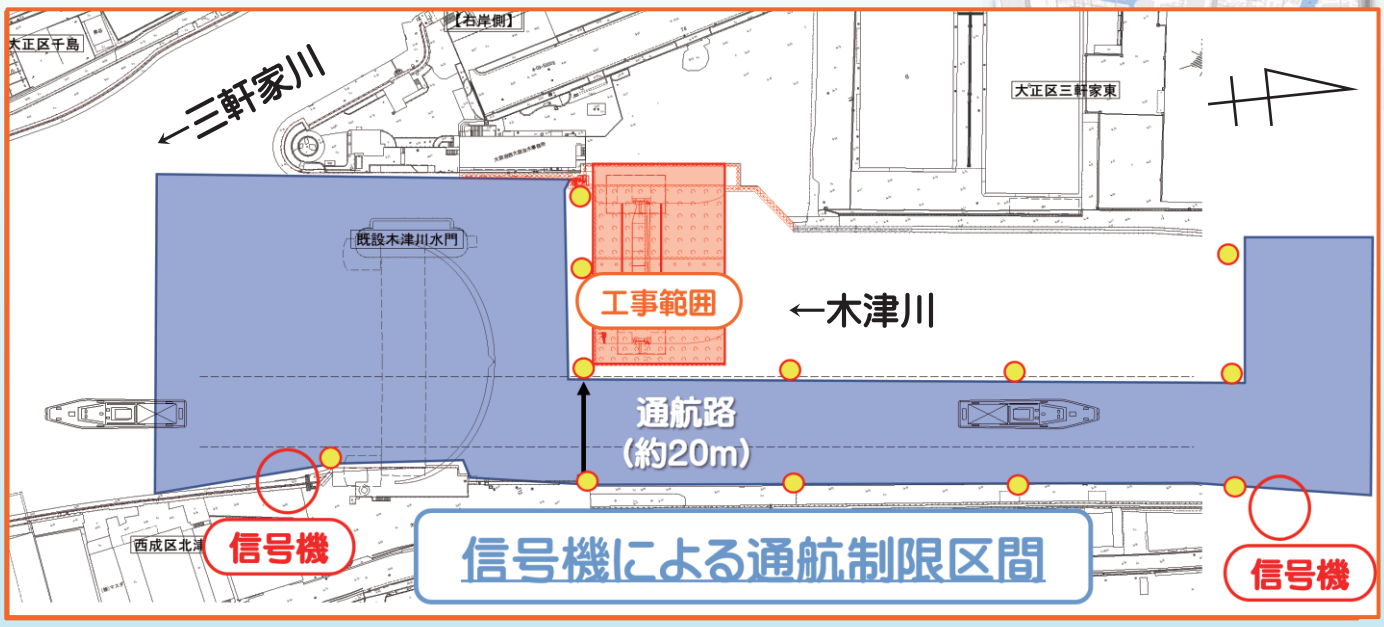
水門の工事により 航行方法が変わります！

木津川に建設されたアーチ形水門の老朽化が進んでいるため、新たな水門を建設する工事をおこないます。
工事中は川幅を狭めますので、下記に示すとおり信号機による通航制限を実施します。

航行の方法



工事範囲の上下流に設置した信号機により通航を制限します。
信号機の表示に従い、注意して航行をお願いします。



信号機の表示

○ 通航可

× 通航不可

信号の表示が「通航不可」の場合、
信号機の手前で待機してください。

通航が可能な時間帯

下流から上流	上流から下流
毎時 10分 30分 50分 各8分間	毎時 00分 20分 40分 各8分間

＜通航制限期間＞

令和5年5月29日（月）から令和9年9月頃まで

お問い合わせ先：大林・若築・寄神特定建設工事共同企業体（06-6537-7825）
大阪府 西大阪治水事務所（06-6451-7772）